

## 令和3年度岩手県地域防災計画修正（案）の概要

## 1 修正の考え方

## ◎ 国の防災基本計画の修正に伴う県地域防災計画の見直し

- 国においては、令和3年5月に、防災基本計画を中央防災会議において修正
- 本県においても災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、防災基本計画の修正を参考に、県地域防災計画を適切に見直し

## 【防災基本計画修正の主な内容（県地域防災計画に関わるもの）】

- 災害対策基本法の改正を踏まえ、「避難情報の名称変更」、「個別避難計画の作成・管理」及び「広域避難に関する事項」を加えたもの。
- その他最近の施策の進展等を踏まえ、「流域治水の推進」や「大雪による大規模な車両滞留への対応」を加えたもの。

## 2 主な修正内容

## (1) 避難情報の名称変更等

「避難勧告」⇒「避難指示」への統合（一本化）【第2章第1節ほか】

「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「高齢者等避難」【第2章第5節ほか】

「災害発生情報」⇒「緊急安全確保」【第2章第5節ほか】

## (2) 広域避難に関する事項

- 災害が発生するおそれがある段階から広域避難を実施できることとしたこと。【第2章第5節、第3章第15節】

## (3) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設を指定するよう努めること。【第2章第5節】
- 福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示すること。【第2章第5節】

## (4) 個別避難計画の作成・管理

- 市町村は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、適切な管理に努めること。
- 避難行動要支援者本人の同意が得られず、個別避難計画が作成されていない場合でも、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮に努めること。【第2章第6節】

## (5) あらゆる関係者が共同して取り組む「流域治水」の推進

- 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の風水害に強いまちづくりの形成に努めるための取組を明確にすること。【第2章第13節】

## (6) 大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応

- 幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するため、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保に努めること。【第2章第14節】

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。